

7 地域づくり

1 地域づくりの推進

(1) 趣旨

増大し、複雑化する地域課題の解決に向け、「第2次松本市地域づくり実行計画」に基づき、地域力を核に、行政、NPO、大学等多様な主体の協働によって、地域課題を解決していく「松本らしい地域づくり」を推進します。

(2) 主な経過

平成 17 年	12 月	松本市地域づくり推進検討委員会を設置
18 年	11 月	松本市地域づくり推進懇談会を設置
19 年	7 月	松本市地域づくり推進市民会議を設置
20 年	5 月	松本市地域づくり推進基本方針を策定
	6 月	市内 3 地区をモデル地区に指定し、各地区が主体的な取組みを実施
	7 月	松本市地域づくり推進委員会を設置
22 年	6 月	松本市地域づくり推進行動計画を策定
23 年	4 月	市民環境部に地域づくり課を新設
	7 月	松本市地域づくり市民委員会を設置
24 年	3 月	第 1 次松本市地域づくり実行計画を策定
25 年	3 月	松本大学、信州大学経済学部と地域づくりに係る連携協定等締結
	4 月	支所・出張所未設置地区に地域づくりセンター準備職員を配置
26 年	3 月	松本市地域づくりを推進する条例を制定（26.4.1 施行）
	4 月	35 地区に地域づくりセンターを開設
27 年	4 月	松本市地域づくり推進交付金、松本市地域振興事業補助金制度を創設 地域づくりインターンシップ戦略事業を開始
29 年	5 月	第 2 次松本市地域づくり実行計画を策定
30 年	2 月	地域づくりヤングマイスター認定制度を創設

(3) 令和元年度の取組状況

ア 地域づくりシステムの構築

(ア) 地区の状況に配慮しながら、地区における意見交換や意思決定の場となる「緩やかな協議体」の組織化を推進（令和元年度末までに 32 地区で組織化）

イ 地区の状況に応じた地域づくりの推進

(イ) 地域づくりセンターが地域包括支援センターと連携しながら、住民、行政等の協働による地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを支援し、地域の支え合いの取組みが全地区で稼働

(イ) 地域づくりセンターと本庁関係課が連携し、地域資源を活かした地域おこし、地区が抱える課題の解決に向けた住民主体の取組みを支援

ウ 地域づくりの取組みへの財政支援

(ア) 地域づくり推進交付金

交付 21,700 千円（35 地区）

(イ) 地域振興事業補助金制度

交付 7,548 千円 (1 件 本郷地区)

浅間温泉の廃湯の熱を利用した木造ハウス栽培によるイチゴを中心とした地域活性化事業に対し財政支援

(ウ) 一般財団法人自治総合センター及び公益財団法人長野県市町村振興協会が実施するコミュニティ助成事業 (一般コミュニティ助成事業) を周知、活用した地域のコミュニティ活動の支援

実績 7,300 千円 (5 件)

エ 地域づくりの意識啓発

(ア) 「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い ～第 35 回公民館研究集会 令和元年度地域づくり市民活動研究集会」の開催

期日 令和 2 年 2 月 16 日

場所 松本市中央公民館

参加者数 413 人

オ 地域づくりインターンシップ戦略事業

地域の活性化と若者の定着をめざして、松本大学と連携し地元志向を持った若者を地域づくりセンターを中心とした地域づくりの現場での活動 (=「実学」) と大学での専門的な教育 (=「座学」) を通して地域づくりを担う人材として育成し、地域での就職や起業の支援をするもの

(ア) 委託先 松本大学

(イ) 委託料 14,030 千円 (令和 2 年度当初予算)

(ウ) 活動地区 中心市街地 (2 名)、波田、入山辺の 4 地区

(4) 今後の取組み

ア 第 2 次地域づくり実行計画 (平成 29 年度～令和 3 年度) に基づき、具体的に地域課題を解決する仕組みを構築します。

イ 地域住民の主体形成が一層進むよう、地域づくりセンター、公民館、福祉ひろば等の連携体制の強化を図ります。

ウ 財政支援制度の有効活用により地区の地域づくり活動を促進します。

エ 地域づくりインターンシップ戦略事業により、若者の力を活かした地域づくりを推進します。また、インターン期間終了後の起業・就職に向けた支援の充実を図ります。

オ 地域づくり市民活動研究集会や各種研修会等を通じて、地域づくりに対する住民の意識啓発や職員の資質向上を図ります。

カ 町会連合会との協働により町会活動への支援を充実します。

2 町 会

住民の自治組織である町会は、住民自らが地域でより良い生活を送るために、住民同士の絆づくりや環境美化、子どもや高齢者の見守り活動等様々な活動を行っています。

また、市では、町会を市政運営の重要なパートナーとして、協働により地域づくりを推進することとしています。

町会は、市内に 487 町会あり、35 地区では地区町会連合会を組織し、全市では松本市町会連合会

を組織しています。

(1) 市政協力事項

- ア 広報の配布及び周知事項の伝達
- イ 各種の調査及び行政事務の連絡調整
- ウ その他

(2) 町会組織（令和2年度）

- ア 町会数 487 町会
- イ 地区町会連合会数 35 地区町会連合会
- ウ 町会加入世帯数 81,834 世帯（加入率 77.3%）

(3) 町会関係予算（令和2年度）

- ア 単位町会長報償費 78,860 千円
- イ 地区町会連合会長報償費 4,400 千円
- ウ 単位町会運営活動費交付金 50,040 千円
- エ 地区町会連合会運営活動費交付金 9,090 千円
- オ 市町会連合会運営費補助金 6,010 千円

(4) 今後の対応

- ア 町会連合会と協働して、安全・安心で、住民が支えあう良好な地域社会の構築に向け、町会に対する市民の理解を広げます。
- イ 町会連合会等と連携しながら、役員の担い手不足の解消や町会への加入促進に一層力を入れるとともに、地域の誰もが参加できる町会運営を目指し、町会長初任者等研修会やブロック別研修会の開催など必要な支援を行います。
- ウ 町会長をはじめとする町会役員の負担軽減策の検討を行います。
- エ 町会連合会マスコットキャラクター「町会フェアリー ユイちゃん」を活用した町会加入促進を実施するなど、町会活動活性化に向けた方策を検討します。

3 防犯灯設置及び管理補助事業

(1) 目的

暗い道路における犯罪及び事故の発生を防止するため、町会等が行う防犯灯の設置及び管理事業に係る経費の一部を補助するとともに、補助対象の防犯灯は原則としてLEDに限定することで、CO²の削減及び、省エネルギー化、長寿命化による維持管理の負担軽減、電気料金の削減を推進しています。

(2) 内容

ア 設置等補助（工事費）

(ア) 一般（防犯灯1灯につき柱1本）

補助率 10/10 限度額 38,500 円（柱を新設する場合）

限度額 18,000 円（既存の柱を使用する場合）

(イ) 特設（防犯灯1灯につき柱2本以上）

補助率 2/3 限度額 42,000 円

(ウ) 更新（老朽化等による照明器具の全面更新）

補助率 10/10 限度額 15,000 円

(エ) 撤去（老朽化等により、落下、倒壊等の危険性のある防犯灯又は防犯柱の撤去）

令和元年度より実施

補助率 2/3 限度額 20,000 円

イ 管理補助（電気料金）

補助率 1 灯（上限 60W）につき、当該年度の 8 カ月分程度の電気料金

(3) 令和元年度実績

ア 設置等補助

(ア) 一般	171 灯	3,488 千円
(イ) 特設	3 灯	126 千円
(ウ) 更新	94 灯	1,410 千円
(エ) 撤去	88 灯	1,305 千円
合計	356 灯(内、設置 268 灯)	6,329 千円

イ 管理補助

22,269 灯 23,111 千円

4 市民協働の推進

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進することにより、「松本らしい地域づくり」を進めます。

(1) 主な経過

平成 17 年	9 月	市民活動サポートセンターの開設
18 年	3 月	「市民と行政の協働推進のための基本指針」の策定
	11 月	市民活動推進委員会の設置、市民協働事業提案制度の創設
19 年	4 月	市民活動団体金融対策事業（NPO 夢バンクへの融資原資の貸付）の開始
22 年	6 月	市民労力提供に対する原材料支給事業の開始
	10 月	プラチナ世代相談窓口「とまり木」開設
24 年	11 月	市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた提言書を市長に提出
25 年	4 月	「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月 1 回「プラチナサロン」開催
27 年	12 月	「市民活動と協働を推進するための基本指針」の策定 市内 4 ライオンズクラブと「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向け、児童・青少年の健全育成、高齢者・障害者支援、健康増進等 7 分野の連携協定を締結
29 年	4 月	市民労力提供に対する原材料支給事業取扱基準の改正
令和 2 年	3 月	松本市市民活動推進委員会が第 6 期の活動をまとめたレポートを市に提出

(2) 令和元年度 of 取組み状況

ア 協働の推進

(ア) 市民の無償労力提供に対する原材料支給事業の実施

(イ) 市民活動団体金融対策事業の実施

(ウ) 協働推進のための啓発活動（市広報・ホームページ・市民活動商店街による市民の意識啓発、研修会による市職員の意識啓発）

(エ) 市民活動推進委員会の開催

イ 市民活動の支援・促進

(ア) 市民活動サポートセンターの管理・運営及び利用促進

年度	開館日数	利用者数	専用利用件数	登録団体累計数
H29	336日	21,873人	1,074件	312団体
H30	335日	21,348人	1,031件	320団体
R元	336日	16,582人	1,022件	323団体

(イ) 市民活動サポートセンター各種自主事業の実施（ふれあいサロン、プラチナサロン、プラチナフォーラム（新型コロナウイルス対策により中止）、市民活動フェスタ（台風19号の影響により中止）、NPOセミナーの開催）

(ウ) 広報・啓発活動（市民活動サポートセンターホームページによる情報発信、「サポートセンター通信」の発行）

(エ) 市民活動団体の立ち上げや運営の支援及び相談対応、プラチナ世代の生きがいや社会貢献活動に関する相談対応

(3) 今後の取組み

ア 平成27年12月に策定した「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民活動の支援に必要な人材登録や財政的支援、地域とNPOとの協働モデル事業等を研究し、指針に基づく新たな取組みの具現化を図ります。

イ 市民活動サポートセンター事業を通して、協働のパートナーとして期待される団体や市民活動に携わる人材の育成、また市民活動団体同士（特に地縁型組織とテーマ型組織）の連携や交流を進め、市民活動の活性化・自立化を図ります。

5 市民生活総合相談窓口

(1) 目的

ア 一般相談、専門相談、消費生活相談、生活困窮相談の窓口を一体化し、複雑化・多様化する市民の困りごとに寄り添い、庁内のハブ機関として総合的に対応します。

イ 国・県等の関係機関、市民活動団体、地域へとネットワークを構築し、悩みを抱える市民を早期発見・支援します。

(2) 相談窓口の経過

平成27年度 市民相談課を新設し、広報国際課所管の一般相談、専門相談と市民生活課所管の消費生活相談を移管して、相談窓口の充実を図りました。

平成28年度 広報広聴課から広聴部門、障害・生活支援課から生活困窮相談を移管して、「市民生活総合相談窓口」を新設することにより、総合的な相談体制を構築しました。

(3) 内容

ア 一般相談

特別相談員等を配置し、市民からの相談に対応します。

イ 専門相談（予約制）

弁護士相談、司法書士相談、税理士相談等の専門相談を定期的に無料で実施します。

ウ 消費生活相談（松本市消費生活センター）

情報通信社会の複雑化、多様化を背景に増加傾向にある、悪質商法、特殊詐欺等の消費生活相談に対し、専門相談員2名により消費者への助言、アドバイス、消費者と事業者のトラブル解決のためのあっせん、市民への消費生活情報の提供などを行います。

エ 生活困窮相談（松本市生活就労支援センター「まいさぼ松本」）

庁内連携の強化により、経済的に困窮している方や社会的に孤立している方の早期発見に取り組むとともに、関係機関と連携しながら伴走型の支援をします。

なお、「まいさぼ松本」は、生活困窮者自立支援法が施行された平成27年度にJR南松本駅前開設、翌28年度には市役所本庁舎内へ移転しました。

オ 相談件数の推移

区 分	29年度	30年度	元年度
一 般 相 談	2,634	2,630	2,748
専 門 相 談	683	683	704
消費生活相談	1,286	1,473	1,407
生活困窮相談	7,653	7,410	6,008
計	12,256	12,196	10,867

※一般相談は、窓口、電話等の対応件数

※専門相談、消費生活相談は、相談案件の件数

※生活困窮相談は、面接、同行等の対応件数

6 消費生活政策

(1) 目的

市民が、安心して豊かな消費生活を営むことができるように、啓発、情報発信を行い、市民を消費者被害から守るとともに、消費者市民社会の構築に向けた取組みを進めます。

(2) 令和元年度事業実績

ア 消費者被害防止の啓発活動

(ア) 消費生活展の開催

- ・期日 10月5日（土）
- ・会場 あがたの森文化会館

(イ) 広報まつもと、市ホームページ、新聞等での啓発

(ウ) 注意喚起のための情報提供

- ・松本安心ネット「消費生活情報」のメール配信 等

- (エ) 啓発冊子作成配布
 - ・悪質商法啓発冊子「賢い消費者になるために」の作成
成人式・出前講座で配布

- (オ) 街頭啓発
 - ・実施回数 8回

- (カ) バス広告
 - ・背面広告を2台、車内広告を33台に実施

イ 消費者団体の育成

- ウ 専門相談員による出前講座の開催
開催回数 7回

- エ 多重債務者無料弁護士相談会の開催
開催回数 2回

オ 長野県中信消費生活センター等との連携

カ 消費者教育の推進

- (ア) 啓発寄席の開催
開催回数 2回

- (イ) 若者対象の出前教室の開催
開催回数 6回（保育園1講座、小学生対象1講座、中学生4講座）

- (ウ) 若年層向け消費生活啓発リーフレット作成配布
3月に市内中学校3年生へ配布

(3) 今後の取組み

消費者の自立を支援するため、小中学校及び保育園で実施している出前教室や、地域での積極的な出前講座の実施等、子どもから高齢者まであらゆる世代に積極的に消費者教育事業を展開します。

7 広聴事業

(1) 目的

さまざまな広聴制度を通じて、市民のニーズや意見・提言を的確に把握し市政へ反映していきます。

(2) 令和元年度事業実績

ア 市政懇談会

市長が各地区へ出向き、市政方針や各施策等を伝え、市政への理解を深めてもらうとともに、市政への意見・提言を聴きます。さらに、地区ごとの課題やまちづくり等をテーマに懇談します。

- (ア) 実施回数 4回（地区3回、町会連合会1回）
- (イ) 懇談項目 12件（地区9件、町会連合会3件）

イ 市長への手紙

広く市民からの建設的な意見・提言等を聴きます。直接市長が目を通し、指示にあたっています。

- ・受付通数 246件

※ 専用のはがきは市の各施設 148 か所に常時設置しており、電子メールや Fax でも受け付けています。

8 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、自立に向けた包括的な支援をします。

事業名	事業の概要	令和元年度実績
自立相談支援事業 (まいさぼ松本)	相談者の課題を整理し、相談者とともに支援計画を策定したのち、関係機関と連携した伴走型の支援をします。	新規相談者数：442名 前年度からの継続相談者数：342名
住居確保給付金	離職により住居喪失、またはそのおそれのある者の求職活動を支えるために、家賃費用を有期（原則3カ月）で給付します。	支給者数：12名 支給月数：33月
就労準備支援事業	離職期間の長期化などを理由に、直ちには一般就労ができない者へ、就労に向けた準備としての基礎能力の習得を支援します。	利用者数：10名 就職者数：6名
一時生活支援事業	住居喪失者へ、緊急一時的に宿泊場所と食事を提供します。	利用者数：23名 利用泊数：115泊
家計改善支援事業	生活の再建や困窮状態の予防のために、家計管理能力の習得を支援します。	利用者数：22名